

会 議 概 要

会 議 の 名 称	第1回久喜市新総合複合施設整備検討委員会
開 催 年 月 日	令和3年10月11日（月）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後1時30分から午後3時10分まで
開 催 場 所	久喜市役所本庁舎 大会議室
議 長 氏 名	市長 梅田 修一、委員長 石上 泰州
出席委員（者）氏名	石上 泰州、大平 希美、小川 成利、佐久間 順三、杉田 栄子、 竹下 真実子、中山 敦貴、藤井 誠一郎、増渕 将、丸山 悦子
欠席委員（者）氏名	浅川 実、柴木 健之
説明者の職氏名	アセットマネジメント推進課長 高田 健一 アセットマネジメント推進課 課長補佐兼管理・計画係長 藤本 健
事務局職員職氏名	財政部長 関口 康好 財政部副部長 川名 健一 アセットマネジメント推進課長 高田 健一 アセットマネジメント推進課 主幹 甲田 栄二 課長補佐兼管理・計画係長 藤本 健 管理・計画係 主事 井高 璃子
会 議 次 第	1 開会 2 市長あいさつ 3 委員長、副委員長の選出 4 委員長、副委員長あいさつ 5 諮問 6 議題 （1） 公共施設アセットマネジメントと個別施設計画について （2） 久喜市新総合複合施設整備検討委員会の役割について （3） その他 7 閉会
配 布 資 料	・ 次第 ・ 資料1 久喜市における公共施設アセットマネジメントと公共施設個別施設計画 ・ 資料2 久喜市新総合複合施設整備検討委員会の役割

	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜市公共施設個別施設計画【概要版】 ・久喜市公共施設個別施設計画【該当部分抜粋】 ・委員名簿 ・久喜市新総合複合施設整備検討委員会条例 ・傍聴要領
会議の公開又は非公開	公開
傍 聴 人 数	8人

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○久喜市新総合複合施設整備検討委員会委員委嘱式

1 委嘱書の交付

司会（高田 皆様、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、第1回久喜市新総合複合施設整備
参事兼課 検討委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。私は、本日の司会・
長） 進行を務めさせていただきます、財政部アセットマネジメント推進課長の高田でござ
います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただ今から、委員委嘱式を執り行いたいと存じます。はじめに梅田市長から委員の皆様
に委嘱書を交付させていただきます。お手元の名簿順にお名前をお呼びいたしますので、その場にてご起立願ひ
いたします。

なお、浅川実様、柴木健之様におかれましては、事前に欠席のご連絡を頂戴して
おります。

（梅田市長から一人ひとりに委嘱書を交付）

司会（高田 ありがとうございます。

参事兼課 以上、12人の皆様にご委員をお願いすることとなりました。

長） よろしくお願ひいたします。

2 委員及び事務局職員の紹介

司会（高田 続きまして、委員及び事務局職員の紹介でございます。本日は、第1回目の会議
参事兼課 でございますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと存じます。なお、お
長） 手元の名簿順をお願いしたいと思います。それでは、石上様からお願いいたします。

（委員の自己紹介）

司会（高田 ありがとうございます。

参事兼課 続きまして、執行部の紹介をさせていただきます。

長）

（執行部の紹介）

司会（高田 以上をもちまして、久喜市新総合複合施設整備検討委員会委員委嘱式を終わらせ
参事兼課 ていただきます。

長）

○第1回久喜市新総合複合施設整備検討委員会

1 開会

司会（高田 それでは引き続き、第1回久喜市新総合複合施設整備検討委員会を開会させてい
参事兼課 いただきます。

長) 議題に先立ちまして、皆様にご了承をいただきたいことがございます。

はじめに、会議録を作成するため、審議の様子を録音させていただきますことをご了承願います。

次に、この会議は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第3条に基づき公開となりますことから、傍聴を希望される方がいる場合には受け入れるものでございます。傍聴につきましては、お手元の傍聴要領のとおり取り扱いたいと思いますので、委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

2 市長あいさつ

司会（高田 それでは、開会にあたり、梅田市長からごあいさつを申し上げます。

参事兼課
長)

梅田市長 皆さん、改めましてこんにちは。市長の梅田修一でございます。本日は第1回久喜市新総合複合施設整備検討委員会の開催をご案内いたしましたところ、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から市政に対しまして格別なるご理解とご協力を賜り、この場をお借りし厚くお礼申し上げます。さて、本市は平成22年3月23日に合併し、今年で12年目を迎えたところでございます。合併前には、それぞれの市や町が公共施設を整備し、その全てを新市が引き継いだことから、現在、同様の機能を持つ施設が複数存在しております。これらの公共施設の多くは、老朽化が進行しており、これから一斉に改修や建て替えが必要となってまいります。こうした老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用を行う公共施設アセットマネジメントの推進は避けて通ることのできない課題であり、私が現在、最も力を入れて取り組んでいる政策の1つであります。このようなことから、次世代へ安全・安心かつ魅力ある公共施設を引き継いでいくため、本年3月に施設の適正な配置と財政規模に応じた対策費用の平準化を実践していくための基本方針や方向性、年次計画を定めた久喜市公共施設個別施設計画を策定したところでございます。今回、検討をお願いいたします新総合複合施設は、個別施設計画にお示しした保健センターと子育て支援施設を集約するとともに、本庁舎を併設する施設でございます。本市が公共施設アセットマネジメントを推進していく上で核となる施設でございます。市民サービスの中心的な役割を果たすとともに、市民が集うことで賑わいを創出することができる施設として整備してまいりたいと考えておりますことから、行政外部の方々のご意見、お考えを幅広くお聞きし、新総合複合施設整備の基本的な方向性をお示しする基本構想・基本計画に反映していくため、本日皆様にお集まりいただいたところでございます。委員

の皆様には、忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

司会（高田 ありがとうございます。
参事兼課
長）

3 委員長、副委員長の選出

司会（高田 続きまして、委員長、副委員長の選出に入らせていただきます。
参事兼課 選出に当たりましては、「久喜市新総合複合施設整備検討委員会条例」第7条第
長） 1項の規定により、最初の会議は市長が招集することになっておりますことから、
市長を座長として進めさせていただきたいと存じます。
梅田市長、よろしく願いいたします。

座長（梅田 それでは、委員長、副委員長を選出するまでの間、暫時、座長を務めてまいりま
市長） すので、皆様のご協力をお願いいたします。
この委員会には、久喜市新総合複合施設整備検討委員会条例第6条の規定によ
り、委員長及び副委員長をそれぞれ1人、委員の互選により定めることとしており
ます。
それでは、委員長、副委員長の選出につきましては、どのようにお取り計らった
らよろしいでしょうか。

佐久間委員 個別施設計画検討委員会でも会長を務められた、平成国際大学の石上委員に委員
長をお願いしたらどうでしょうか。

座長（梅田 ただ今、石上委員を推薦するというご意見がございました。
市長） 他にございますか。

（意見なし）

座長（梅田 それでは、改めまして、ご推薦がありましたが、石上委員さん、お引き受けいた
市長） だけますでしょうか。

石上委員 （了承）

座長（梅田 ありがとうございます。
市長） それでは、ご本人の了解をいただきましたので、石上委員さんを委員長と決定さ
せていただきます。
続きまして、副委員長の選出をお願いしたいと思いますが、副委員長の選出につ

きましては、どなたかご意見はございますか。

石上委員 同様に個別施設計画検討委員会の中からご尽力いただきました、増淵委員さんはいかがでしょう。区長を務めているということで適任かと思います。

座長（梅田 市長） ただ今、増淵委員さんを副委員長にというご意見がございましたが、他にございますか。

（なし）

座長（梅田 市長） 改めて、増淵委員さん、副委員長をお引き受けいただけますでしょうか。

増淵委員 （了承）

座長（梅田 市長） それでは、ご本人の了解をいただきましたので増淵委員さんを副委員長ということでお願いしたいと思います。

両委員におかれましては、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長、副委員長が選出されましたので、ここで座長の任を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

4 委員長、副委員長あいさつ

司会（高田 参事兼課長） それではここで、委員長、副委員長よりごあいさつを頂戴したいと存じます。はじめに、石上委員長お願ひいたします。

石上委員長 改めましてよろしくお願い申し上げます。ただいま、委員の皆様からご承認をいただきまして、委員長を務めさせていただくこととなりました、平成国際大学の石上と申します。ご案内の通りこちらにつきましては個別施設計画という、個別というよりは全体像と申し上げた方が分かりやすいかもしれませんが、そちらの計画のご審議がございまして、その審議の際にもお手伝いをさせていただきました。今回の委員の中には、その時から引き続いてという方々がいらっしゃいます。私どもの任務はですね、ただいま市長からもございました通り、久喜市の新しいまちづくりの核となる非常に重要な施設かと思ひます、こちらについての計画につきまして、皆様から忌憚なくご意見を頂戴してですね、より良い計画を作り上げていくというようなことなのかと存じます。委員の皆様におかれましては、それぞれのご専門の立場から、また、お1人お1人の市民としての立場から、あるいはそれぞれの組織を代表しての立場から、どうか忌憚のないご意見を頂戴して、よりよい案作りに向

けてご意見を頂戴したいと思います。ぜひご協力いただければと存じます。どうぞ
よろしくお願ひ申し上げます。

司会（高田 ありがとうございます。
参事兼課 続きまして、増淵副委員長ごあいさつをお願いいたします。
長）

増淵副委員 ただいま支援していただきました増淵でございます。副委員長として、精一杯頑
長 張らせていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。

司会（高田 ありがとうございます。
参事兼課
長）

5 諮問

司会（高田 委員長、副委員長が決まりましたので、ここで梅田市長から石上委員長に諮問を
参事兼課 行いたいと思います。
長） ただいま諮問書の準備をしておりますので、恐れ入りますが少々おまちくださ
い。

（諮問書準備）

司会（高田 お待たせいたしました。市長より諮問書をお渡ししますので、石上委員長、前へ
参事兼課 お願いします。
長）

（梅田市長から石上会長へ諮問書の手交）

司会（高田 ありがとうございます。
参事兼課 なお、誠に恐縮ではございますが、この後市長は別の公務がございます関係で、
長） ここで退席とさせていただきます。

（市長退席）

司会（高田 ここからの会議の進行につきましては、条例第7条の規定に基づきまして、委員
参事兼課 長に議事の進行をお願いいたします。
長） なお、議事に入ります前に、席の準備をさせていただきます。準備が整いますま
で、暫時、休憩とさせていただきます。また、諮問書の写しを配布させていただきます。

(休憩)

司会（高田 参事兼課長） お待たせいたしました。それでは、委員長よろしくお願ひします。

6 議題

(1) 公共施設アセットマネジメントと個別施設計画について

石上委員長 それでは、改めましてよろしくお願ひ申し上げます。
暫時、議事進行を務めさせていただきます。
本日の議題に入る前に、事務局から何かご説明ございますか。

事務局（藤本課長補佐兼係長） それでは、事務局の方から、少々ご説明させていただきます。
まず議題に入ります前に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

以上でございます。不足等はございませんでしょうか。

(なし)

事務局（藤本課長補佐兼係長） 次に、会議の進め方として、会議の公開等の手続き等につきまして、ご説明させていただきます。

久喜市では、会議の公開等の取り決めとして、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき会議を行っております。

条例第3条により、会議は原則公開としておりますことから、本日の会議につきましても公開とさせていただきます。

また、条例第6条により、事前に会議の開催を公表することとしておりますことから、市内の公共施設の市民参加コーナーや市ホームページで、あらかじめお知らせしております。

次に、第7条により、会議が非公開とされたとき以外は傍聴ができることとなっております。先ほどご説明させていただきましたとおり、本日の会議は公開とさせていただきますことから、傍聴希望者がいれば傍聴を認めることとさせていただきます。

次に、第9条により、会議録を作成することとしております。会議録につきましては、市の方針として「全文記録方式」もしくは「できる限り全文記録方式に近い形」で作成し、1ヶ月以内を目処に、市民の皆様に公開することとしております。会議録の作成にあたりましては、挨拶などは省略し、委員の皆様の発言につきまし

では、その趣旨を変えずに、いわゆる「テニヲハ」や「複数の委員による同時双方向的な議論で整理しないと分かりにくい発言」、「同一委員による繰り返しのような発言」などを調整して記録する「できる限り全文記録方式に近い形」で作成してまいりたいと考えております。なお、会議録の確認等につきましては、事務局にて会議録の原案を作成後、委員長に一任してご確認いただき、署名をもって確定とさせていただきますと存じます。

次に、委員名簿の公開でございます。久喜市では、会議録の公開に合わせて、委員の名簿も公開しておりますことから、お手元にお配りしてある名簿のような形で、市ホームページ等で公開したいと考えております。

また、市ホームページ等での公開とは別に、委員の皆様の氏名、住所、電話番号を記しました公職者名簿を作成し、公文書館にて閲覧できるようになっております。しかしながら、住所と電話番号につきましては、個人情報となりますことから、基本的には空白とし、氏名のみ掲載させていただき取り扱いとさせていただきますと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

石上委員長 ありがとうございます。ただ今、事務局からいくつか、確認とご提案がありました。

まず、1点目、会議録は「できる限り全文記録方式に近い形」で作成をしたいということ。

会議録は、事務局が作成くださいますが、内容の確認につきましては、委員長にご一任をいただきまして、私の署名をもって確定、という手続きを取らせていただきたいということ。

委員の名簿の取り扱いでございますが市のホームページ等で公表させていただきますが、公表の仕方としてはお手元にある名簿のような形式で公表すること。住所、電話番号は非公開という扱いとすること。

この点につきましては、何かご意見等はございますか。

(意見なし)

石上委員長 では、ただ今の事務局の提案のとおり進めさせていただきたいと思っております。

石上委員長 続きまして、次第6の議題に入らせていただきます。

(1) 公共施設アセットマネジメントと個別施設計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局（藤 資料1をご覧ください。

本課長補佐 本市では、公共施設アセットマネジメントの取組みの一環として、今年の3月に

兼係長)

「久喜市公共施設個別施設計画」を策定しました。本日は、現在、久喜市の公共施設が抱える課題とそれを解決するための取組みである公共施設アセットマネジメントに対する考えや今回策定した「久喜市公共施設個別施設計画」の内容について、ご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

はじめに、公共施設個別施設計画策定の背景についてです。きっかけは、平成24年に中央自動車道上り線で発生した笹子トンネル天井板落下事故でした。死者9名、負傷者2名という大変傷ましい事故でしたが、事故の原因の一部として挙げられたのは、天井板の吊り金具を支えるためのボルトを固定する接着剤の劣化でした。この事故をきっかけに、公共施設の老朽化問題が全国的な課題として認識され、公共施設の維持管理や更新を確実に実施していかなければならないと考えられるようになりました。そこで、国では、建築物やインフラ施設など、あらゆる公共施設の維持管理や更新を確実に実施するための対策を、その費用も含めて把握するとともに、対策を講じていくために、公共施設アセットマネジメントの取組みを推進していくこととしました。これを受けて、本市では、平成28年3月に「久喜市公共施設等総合管理計画」を策定し、市が保有する公共建築物やインフラ施設の維持管理の基本となる考え方や更新費用の削減目標を定めました。そして、この総合管理計画に続く計画として、令和3年3月に「久喜市公共施設個別施設計画」を策定しました。個別施設計画とは、総合管理計画の考えや目標を実現するために、学校や公民館など、市が保有する公共建築物一つひとつの将来の方向性を明らかにする計画です。

2 ページをご覧ください。

次に、本市の現状についてです。久喜市では1970年代後半から1980年代初頭にかけて、公共施設が集中的に整備されてきました。特にグラフの水色、学校教育系施設の多くは、1980年代までに整備されたものが大半を占めています。一般的に建築物は、築30年を経過すると、老朽化の進行により大規模な改修を要しますが、令和2年3月現在、築30年以上の施設の割合は全体の70%を超えており、施設の老朽化が着実に進行しています。そのようなことから、今後、近いうちに、これらの施設の改修・更新等の費用が一斉に必要となってまいります。

3 ページをご覧ください。

公共建築物の延床面積の割合を施設分類別に示した図です。本市の保有する公共建築物は182施設、約34万6千㎡となりますが、学校教育系施設が全体の約60%を占めています。先ほどもご説明したように、本市の学校教育系施設は、子どもの数が増加傾向にあった1980年代までに整備したものが大半を占めています。

4 ページをご覧ください。

次に、久喜、菖蒲、栗橋、鷲宮の地区別の所有状況です。各地区における公共建築物は、ほぼ全ての分類の施設がそれぞれの地区に配置されています。中でも、市役所・総合支所などの行政系施設や保健センターなどの医療・保健施設、図書館など、市全体で1施設程度の配置となる施設についても各地区に配置していることから、同一機能の施設の重複が生じています。

5ページをご覧ください。

本市が所有する公共建築物の延床面積を市民1人あたりに換算すると、約2.34㎡/人となります。本市と行政規模が類似する県内他市の平均が2.22㎡/人、その中でも市町村合併していない市の平均が2.04㎡/人であることから、他市と比べると、本市の公共施設の保有量は高い水準にあることが分かります。

6ページをご覧ください。

次に、人口の推移についてです。本市の人口は、平成17年にピークである約15.4万人に至るまで増加を続けてまいりましたが、その後は減少に転じています。平成28年に策定した久喜市人口ビジョンでは、令和42年には約11万人にまで人口が減少するものと推計しています。また、少子高齢化を背景に、人口数だけではなく人口構成にも変化が生じています。現在は65歳以上の高齢者1人を現役世代となる生産年齢人口約2.3人で支えている状態であるのに対し、令和42年時点には、生産年齢人口約1.4人で高齢者1人を支えることとなり、現役世代の負担の増加が見込まれています。

7ページをご覧ください。

この図は、市の扶助費と普通建設事業費の推移と見込みを表しております。扶助費とは、社会保障制度として高齢者や児童などへの支援に要する費用ですが、今後も、少子高齢化の影響を受け、増加し続けると考えられています。一方で、普通建設事業費とは、学校、道路、橋りょうをはじめとする公共施設の建設や改修などに要する費用です。仮に、現在保有する全ての公共建築物をそのまま維持し、必要な改修を行った場合、今後35年間に必要となる費用は、約1,515.7億円、1年あたりの平均は約43.3億円になると試算しております。この金額は、これまでの本市における普通建設事業費の年間予算の約1.6倍に相当しますが、生産年齢人口の減少に伴い、市税の増収は見込めず、扶助費の増加を踏まえると、このような多額の費用を支出し続けることは難しくなります。

8ページをご覧ください。

本市の公共建築物の劣化状況についてです。本市では、個別施設計画の策定にあたり、所有する全ての建築物について現地調査を実施し、劣化状況を把握しました。写真は、実際に確認された劣化箇所の一部になりますが、屋上の防水層の劣化、外壁の損傷、天井材の一部脱落、電気設備の損傷など、建築物のあらゆる部位

において、劣化の進行が見られました。これらの劣化が進行すると、施設の利用者の安全に支障を及ぼすおそれがあります。右側の写真は、令和元年に発生した台風19号の被害で、久喜総合文化会館の入口の天井が落下する事故が発生しています。幸い、夜間に発生したため、けが人などはいませんでした。この事例からも、本市における公共施設の老朽化問題が現実のものとなりつつあることがお分かりいただけるかと思えます。

9ページをご覧ください。

ここまでにご説明した本市の公共施設に関わる課題を整理します。本市の人口は減少が続いており、約35年後には現在の4分の3程度にまで減少することが見込まれています。また、生産年齢人口の減少により税収の増加は見込めない一方で、少子高齢化が進行することで扶助費などの社会保障関連経費は増加を続けることが見込まれています。公共建築物は合併前の施設を全て新市に引き継いでいることから、類似する施設が重複し、中には合併前の規模は不要となった施設も発生しています。市民1人あたりの延床面積は近隣の同規模自治体の平均を上回っています。建築後30年以上が経過する建築物は全体の7割以上に達し、老朽化対策の必要性が迫っています。このようなことから、全ての公共施設を維持し続けることは難しいと考えております。本市において今後も公共施設を維持していくためには、将来の財政状況と人口規模を見越した施設総量の縮減が必要となります。

10ページをご覧ください。

これらの課題を解決するための方策を定めたものが、今回策定した「久喜市公共施設個別施設計画」です。個別施設計画とは、次世代へ安心・安全かつ魅力ある公共施設を引き継ぐために、個別施設における具体的な検討時期や今後の方向性を示す計画であり、計画期間は令和3年度から令和37年度までの35年間と長期に渡るものです。上位の計画に当たる「久喜市公共施設等総合管理計画」を推進し、施設の適正な配置と財政規模に応じた対策費用の平準化を実践するための基本方針や方向性、年次計画を定めることを目的としており、本市の保有する公共建築物182施設、約34.6万㎡を対象としています。計画策定においては、市民アンケートや地域懇談会を実施し、市民の方々の考えをお聴きする他、有識者を含む複数の市民によって構成される外部検討会において計画の内容に関する審議を重ねるとともに、パブリックコメントにより計画案へのご意見を伺うなど、様々なご意見を計画に反映しました。あわせて、市ホームページにおいてアセットマネジメントに関わる動画を配信するなど、情報発信も積極的に行ってまいりました。

11ページをご覧ください。

個別施設計画では、配置の適正化、建築物の長寿命化の2つの観点に基づくマネジメントの推進を基本的な方針の1つとして定めています。このうち、配置の適正化に該当するものが適正配置計画、建築物の長寿命化に該当するものを保全計画として、それぞれ考え方や方向性を定めています。適正配置計画の基本となる考え方

としては、方針2から5が該当します。本市が本来保有すべき施設規模について、必要な場所に必要な規模を配置する「施設規模・配置の適正化」、総量削減を図りながらも必要なサービスを提供し続けるための「複合化・多機能化による拠点施設の整備」、施設の目的や用途を拡大し、より多くの方が使用できるようにすることでサービスの向上を図りつつ類似施設の集約化を促進する「対象者や目的・用途を限定しないサービス提供への転換」、民間のノウハウを活用することにより有効なサービスの提供が期待できる場合は民間への売却・譲渡を推進する「役割分担の見直し」です。適正配置計画とは、サービスの維持・充実に図りながら、総量削減を推進するための方策を定める計画となります。一方で、保全計画の基本となる考え方としては、方針6、7が該当します。公共施設の劣化状況調査を定期的に行うことで、劣化を早期に把握し、計画的な修繕や改修を実施するための「適切な建築物の状況把握」、改修や建て替え費用の増大や一時的な集中が市の財政に与える影響を少しでも軽減するための「長寿命化による財政負担の平準化、建替費用の縮減」によって構成されています。保全計画は、公共施設の保全に充てられる限られた財源を可能な限り効果的に活用するための方策を定める計画となります。

12ページをご覧ください。

公共施設の適切な保有量を実現し、整備や運営等の施設に係る全てのコストの削減を図るためには、施設の総量を削減し、更新等費用の抑制を進めていくことが大前提となります。そのためには、将来の人口構造に応じて、本市が本来保有すべき公共施設量を把握する必要があり、明確に数量化することで、過剰分、すなわち削減すべき総量を明らかにすることができます。個別施設計画では、この本市が本来保有すべき公共施設量を「あるべき値」と名付け、具体的な数値を算出しております。「あるべき値」とは、将来的な人口減少や構成の変化を踏まえた上で、本市が行政運営を継続する上での最低限必要となる施設総量であり、今後35年間の計画期間内において総量削減を推進していくための目安となるものです。あるべき値は、公共施設の整備に関わる法令やガイドラインなどの公的基準や本市と同規模自治体の保有量、その他市の政策等を踏まえた上で、施設分類別に算出しました。

13ページをご覧ください。

これは、適正配置計画の一例です。適正配置計画とは、総量削減、将来更新費用の抑制の観点から、35年間という長期的な視点に基づき、維持、廃止、集約化、転用、譲渡など、個別施設の適正配置の方向性を示したものです。久喜市役所を例に説明しますと、長期計画の欄では、提供するサービスに当たる「機能」は「集約化」、施設本体に当たる「建物」は「除却」となっており、具体的な取組内容は「本庁舎機能を集約し、新庁舎を建設する。行政本庁舎機能は全て移転し、現本庁舎は除却する」と記載しております。右の欄には、機能、建物それぞれの対策を実施する時期が示されており、集約化及び除却に取り組む時期は第1期後期と示されています。下の段の（新）久喜市役所本庁舎（新庁舎）には、現市役所の方向性を受けて、第1期後期に「新築」との方向性が示されています。

14ページをご覧ください。

次に、保全計画の一例です。保全計画とは、適正配置計画を着実に推進するために、施設の方向性や劣化状況に基づき、改修等の建物の維持管理に関する対策の内容や実施時期を定め、それに要する費用を明らかにする計画です。適正配置計画が35年間と長期的な方向性を示す計画であるのに対し、保全計画は、計画期間の第1期、令和3年から令和11年までの9年間のスケジュールを示しております。久喜市役所を例に説明すると、上段の久喜市役所（庁舎）は、先ほどの適正配置計画において第1期後期に新庁舎への集約化、建物の除却が予定されていますが、それを受けて、令和11年に建物の除却費用を記載しています。一方、下段の（新）久喜市役所本庁舎（新庁舎）についても、適正配置計画における新築との方向性を受けて、令和9年から令和10年の2年間に新築費用を計上しています。なお、ここで示される工事費は、国等が示す一律の単価に基づいて算出していることから、実際に必要となる金額とは異なる場合があります。

15ページをご覧ください。

個別施設計画に基づく対策を実施した場合の削減効果の検証についてです。はじめに施設総量の削減状況です。令和元年度末現在において延べ床面積約34.6万㎡である公共建築物は、第1期満了時点である令和11年度末には約2.9万㎡、第2期満了時点である令和20年度末には約24.9万㎡、第3期満了時点である令和29年度末には約21.8万㎡、計画期間満了時点である令和37年度末には約20.6万㎡となり、計画全体で約40.6%の削減を見込んでおります。

16ページをご覧ください。

次に、費用面における削減効果の検証についてです。本市が保有する全ての建築物について、個別施設計画に基づく配置の適正化と建築物の長寿命化を実施した場合、今後35年間の将来更新費用の総額は約902.9億円、1年あたりの平均にすると約25.8億円と試算しました。ご覧頂いているグラフ中の全ての棒グラフの金額の合計が約902.9億円であり、緑色のラインが年平均約25.8億円に該当します。前半部分でも説明しましたが、今ある全ての公共建築物を維持し続け、必要な改修や建替を行った場合の費用は、総額約1,515.7億円、年平均43.3億円と試算していることから、本計画に基づく取組みを進めることで、総額約612.8億円、年間約17.5億円、割合にして約40.4%の削減効果を見込んでおります。一方で、グラフ中の赤い線をご覧ください。これは、計画期間全体において、公共施設の改修や更新に費やすことが可能と考えられる財源を示しており、35年間の総額が856.4億円、年平均にして24.5億円と推計しております。グラフの緑色の線が本計画に対応する将来更新費用の平均額であることから、将来必要となる更新費用が、実際に充当可能な財源推計額を上回っております。冒頭の9年間である第1期については、適正配置計画における個別施設の方向性に加えて、建築物の劣化状況も考慮しながら保全事業の実施時期を調整し、費用

の平準化を図ったため、これまでの年間予算と財源の推計額を踏まえても、予定する全ての事業の実施が可能なものと考えています。しかし、第2期以降における長期的な見通しでは、改修等の事業が集中し、多額の費用がかかる期間も見込んでおります。そこで、今後は、第1期に予定する事業の確実な推進を図るとともに、将来的な財政状況を踏まえて、第2期以降の更新費用の更なる圧縮と平準化について、検討を継続していく必要があります。

17ページをご覧ください。

個別施設計画を推進するための取組みです。1つ目の取組みとして、庁内の関係各課が連携し、全庁的にアセットマネジメントを推進するための体制を構築してまいります。アセットマネジメント推進課が中心となり、公共建築物の管理に関する全庁的な連携体制を整備することで、計画の実効性を強化します。2つ目の取組みとして、施設情報の一元管理体制を構築し、その内容に基づき計画を適切に見直ししてまいります。個別施設計画を進めていくには、計画の適切な見直しと情報の更新が重要であり、施設の劣化の進行度合いや過去の改修履歴をはじめとする施設情報を把握することが必要不可欠となります。施設の劣化状況については、現地調査を毎年度実施することで、施設の状況の適切な把握に努め、調査結果を含む様々な施設情報を施設カルテによる一元管理を行い、最新の情報を把握する環境を整備します。3つ目として、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、事業を効率的に実施してまいります。個別施設計画の上位計画に位置付けられる公共施設等総合管理計画と連携し、個別施設計画における対策を確実に実施していくとともに、必要に応じて計画の見直しを図ることで、より実態に即したマネジメントを進めてまいります。

18ページをご覧ください。

最後になりますが、久喜市公共施設個別施設計画とは、限られる財源の中で、次世代へ安心・安全かつ魅力ある公共施設を引き継ぎ、住みよいまちづくりを実現するための方向性を明らかにする計画です。本市では、個別施設計画に基づき、今後も公共施設アセットマネジメントを推進してまいります。

石上委員長 ただ今、資料1に基づきまして、久喜市のアセットマネジメントと公共施設個別施設計画の概要につきましてご説明をいただきました。

かつて作られた施設が老朽化していく、また、合併という特殊な事情がある中、このまま今ある施設を維持して、あるいはこれを更新していくということになると、非常にお金がかかる、それを今後の久喜市が全て賄うことは難しい、という観点です。そこで、施設を今後どうして行けばよいか。個別施設計画検討委員会会議での結論は、面積、予算ベースで4割削減して可能な範囲で今後の施設を運営していこうということです。なお、それでも少し費用が足りないということがございまして、そこは今後何とかやりくりしていこうという状況です。その中の1つに市役所についての項目でございまして、それから子育て等、そちらについてこれからご

議論いただくわけですが、まずは全体的な個別施設計画についてご理解を深めていただくというところでの説明だったかと思います。

ご質問やご意見等はございますか。

佐久間委員 私はじめて聞いたものですから。今ご説明いただきましたが、概ね了解しました。全体としてはそのとおりだなという感じがしますが、やはり個々の施設になると個々の施設の特長があるので、それはそれで検討をする必要があるのではないかなと思うんですね。確かに合併した時に、同じような施設があちらこちらにあるということでそれを集約するというのが1つの方法だと思いますけれども、それぞれにあった方が便利だということも逆にあると思うので、そこはやっぱり大きく投網をかけるのではなくて個々の施設の検討というのも必要ではないかと思えます。

事務局（藤 まさにおっしゃるとおりだと思います。その中で、先ほどのご説明でもございましたとおり、やはり全ての施設を維持し続けていくというのはちょっと難しいだろうと。その中でバランスを取ってといいますか、ある施設をなくすことで、今まで使っていた方が使えなくなってしまうということが生じて参りますので、そういったものにつきましては、代わりとなるような施設をご用意したりですね。あとは、集約化することなどによって、できるだけその市民の皆様へのサービスの提供というのを落とさないようにしながら進めて参りたいなと思っています。やはりこの個別施設計画の策定に当たって、市民アンケートを行いましたが、概ね大きい考え方としては、市民の皆様もしょうがないねと思っていただける、ただやはりご自分がよくご利用になっている施設とかになりますと、いわゆる総論は賛成だけれども各論の部分は、というところになって参りますので、そういったところは1つ1つ丁寧に説明しながら、ご理解をいただいく必要があるのかなというふうに、担当としては考えております。

石上委員長 その他、お気づきの点等ございますでしょうか。

(意見なし)

石上委員長 それでは、進めさせていただきますが、後ほどでも結構でございますので、ご意見頂戴できればと思います。

(2) 久喜市新総合複合施設整備検討委員会の役割について

石上委員長 では、続きまして、議題(2)でございますが、久喜市新総合複合施設整備検討委員会の役割につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（藤 資料2をご覧ください。

本課長補佐 はじめに、「1. 新総合複合施設とは」です。

兼係長)

市が考える新総合複合施設とは、「子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らしていくことができるよう、子育て支援や保健センター機能などを複合化した施設に、本庁機能を併設することで、市民サービスの中心的な役割を果たすとともに、市民が集うことで賑わいを創出することができる施設」のことで、先ほどご説明した個別施設計画では、(1)行政系施設に分類した久喜市役所、第二庁舎、菖蒲総合支所、栗橋総合支所及び鷺宮総合支所に分散している庁舎機能を集約して新庁舎を整備する計画としております。本市と同規模の人口約15万人程度の市では、一般的には庁舎は1か所ですが、本市は約10年前に1市3町が合併したことにより、同一用途である庁舎機能が5か所に分散しており、ワンストップによる手続きや災害など有事の際の対応などに支障をきたしている状況です。

次に、(3)医療・保健施設に分類した中央保健センター、菖蒲保健センター、栗橋保健センター及び鷺宮保健センターの4つの保健センターを集約して新保健センターを整備する計画としております。保健センターにつきましても庁舎と同様、一般的に1か所であることが多く、合併に伴い、4か所を抱えているため、維持管理に多くの費用を投じている状況です。

そして3つ目としまして、(7)子育て支援施設に分類した鷺宮児童館、ファミリー・サポート・センター、ファミリー・サポート・センター菖蒲、ファミリー・サポート・センター栗橋、ファミリー・サポート・センター鷺宮及び久喜地域子育て支援センター(ぽかぽか)の6施設を集約し新たな子育て支援施設を整備する計画としております。ファミリー・サポート・センターにつきましては、庁舎や保健センターと同様、合併により重複している状況です。このファミリー・サポート・センターの集約に合わせて、老朽化した鷺宮児童館及びひまわり保育園の1室を利用している久喜地域子育て支援センター(ぽかぽか)を集約する計画です。

この集約した3つの施設をそれぞれ単体で整備するのではなく、複合化した施設を整備することで、最初に申し上げた「子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らしていくことができるよう、子育て支援や保健センター機能などを複合化した施設に、本庁機能を併設することで、市民サービスの中心的な役割を果たすとともに、市民が集うことで賑わいを創出することができる施設」を実現してまいりたいと考えております。

次に、「2. 新総合複合施設整備検討委員会の審議事項」です。

先ほどお配りした諮問書にも記載させていただきましたとおり、委員の皆様には、新総合複合施設の基本構想及び基本計画の策定について、調査及び審議していただきたいと考えております。基本構想につきましては、「新総合複合施設に集約する保健センター機能・子育て支援機能・庁舎機能の現状や課題を明らかにした上で、新総合複合施設の役割と整備の基本的な方向性を整理し、建設に向けた基本理念及び基本方針をとりまとめるもの」です。具体的には、「市民意識調査の実施」、「新総合複合施設に集約する機能の現状及び課題の整理」や「複合化に伴う導入機能や規模、建設場所の検討」、「事業スケジュールや手法、概算事業費の検討」などについて、ご審議いただきたいと考えております。基本計画につきましては

は、「基本構想でとりまとめた基本理念及び基本方針を実現するために、施設計画案や概算事業費、事業スキームなどを具体的に明らかにするもの」です。具体的には、「新総合複合施設に導入する機能や規模の精査」や「施設計画案及び概算事業費の算出」、「事業スキームの構築や市場調査の実施」、「PFI手法など民間活力を導入した整備手法の検討」などについて、ご審議いただきたいと考えております。

続きまして、「3. 新総合複合施設の整備スケジュール」です。

これまでにご説明した基本構想・基本計画については、資料に赤い矢印でお示したとおり、それぞれ約1年間を掛けて、基本構想は令和4年9月までに、基本計画は令和5年9月までに作成したいと考えております。その後、測量や地質調査、設計、工事など、順次、整備を進め、令和10年度末までに建築し、令和11年のゴールデンウィーク明けには、新施設で業務を開始したいと考えております。このスケジュールにつきましては、本庁舎の狭小化に伴う各部の分散配置を解消し、市民の皆様へのワンストップ・サービスを提供することや新総合複合施設などの整備にあたり、令和11年度までは合併推進債という財政的に有利な借入金を活用することなどを踏まえたものです。

最後に、「4. 新総合複合施設整備検討委員会の審議の進め方」です。

次回以降の委員会におきまして、基本構想及び基本計画についてご審議いただきたいと考えております。まずは、事務局でたたき台となる原案を作成させていただき、この原案について、皆様のご意見を頂戴してまいりたいと考えております。なお、原案につきましては、会議をより効率的に進めるため、事前に配布させていただきますので、委員の皆様におかれましては、可能であれば、質問事項や確認したい点などがございましたら、電子メールなどで会議開催前に事務局までご提出いただきたいと思いますと考えております。いただいた質問への回答などにつきましては、会議当日にご説明させていただき、その上で、ご審議いただきたいと考えております。このステップを繰り返しながら、基本構想及び基本計画を策定してまいります。

説明は以上となります。

石上委員長 　ただ今、事務局から、久喜市新総合複合施設整備検討委員会の役割についてご説明いただいたところで。

何かご意見等はございますか。

丸山委員 　今の説明ですごくよく分かったんですけども、複合施設になって、菖蒲の保健センターや総合支所とかがなくなっちゃうと、今でも、本庁舎には中々菖蒲から行くのがすごく不便で、合併して、久喜市もすごい広域になって、交通の便も、菖蒲から栗橋まで行くとかってというのは中々できないような状況で、新総合複合施設がどこにできるかによって、本当に市民が集って、にぎやかな、にぎわいを作ることができる施設になるのかどうか、っていうところがすごく不安なんですけども。

事務局（藤 　おっしゃるとおり、合併する前につきましては、1市3町それぞれ区域がござい

本課長補佐 兼係長) まして、その中で1つの行政が完結するというような形だったところから、合併して非常に地域が広くなりました。私どもも、業務の関係上、例えば菖蒲の総合支所に公用車で出向きまして、その足で栗橋総合支所に向かうなんて言いますと、30分で着くかなっていうぐらい、確かに広いなというふうに考えています。合併以降中々進んではないのですが、例えば菖蒲地区ですと、菖蒲高校の前からモラージュの北側を抜けていくような道路ですとか、あとは久喜駅の東口から鷲宮駅の東口、それから栗橋の方に向かって、縦に伸びていくような都市計画道路ですとか、新しい道路を作ったりとかしながら、この4つの地域を、できるだけ移動しやすくするような手段というのを進めてきているところです。当然、公共交通につきましても、新しい施設を作れば、再編していかなきゃいけないというような考えも持っております。場所につきましては、やはりどういった場所に作るのが市民の皆様にとって一番いいのかってところを、こちらにつきましても、今後ですね、皆様のご意見をお伺いしながら、進めていく必要があるなというふうに考えておりますので、忌憚のないご意見をいただきながら、進めてまいりたいと考えています。

石上委員長 こちらの個別施設計画にですね。例えば現在の総合支所がどうなる予定であるのか。或いは、保健センターがどうなる予定であるのか。というのが、概要を示して、全て集約される施設もあれば、一部の機能はまた別の形でその地域に残る、と言ったようなこともございまして、一律には中々お示しはできないですけれども、今いただいた問題意識が非常に重要と申しますか、我々が一番踏まえて考えなければいけないことになろうかと思っておりますので、十分に踏まえてこれからの議論を進めてまいりたいと思います。

佐久間委員 意見ということではなくて、質問させていただいてよろしいですか。新総合複合施設として3つの機能を集約するというので、部門を行政系・医療系・子育て系というのがあるんですけど。行政としては、他にもいろいろ仕事はあると思うんですけど、その3つの部門を集約するっていうのは何かお考えがあるんですか。

事務局 (藤 個別施設計画の中では、今、この3種類については集約するっていうような方向
本課長補佐 性をお示ししています。今回、この集約する3種類についてご審議いただきたいと
兼係長) いうことで。それ以外にも、先ほど説明の中でも申し上げさせていただいたんですが、例えば、民間の力をお借りした方がよりよいサービスを受けられる可能性があるものにつきましては、例えば譲渡していくですとか、あとは資産として売却していくですとか、様々な取組みをこの個別施設計画の中で定めています。その中でも集約していくっていうような、結論を出しております、この3種類につきましては、新しい施設を作ることで、1つ大きなものを作りますが、その分、今のものを、これが全体的な費用の削減に繋がっていくだろうということで、今回これを集約する、複合化するっていうような考えとしたところでございます。

佐久間委員 この複合施設というのは非常に大事な施設で。私が普段注目してるのが、災害に

強い施設というテーマなんですけど、この3つの機能だけを集約して災害に強い施設ができるのかということ、もうちょっとなにか加えたほうがいいんじゃないかというような気もしたものですから。それはまた後で具体的に意見を言わせていただきたいと思います。

事務局（藤 そういったご意見をお伺いしたいという意味でも、佐久間先生に委員にお加わり
本課長補佐 いただいたというようなどころもございますので、ぜひお知恵をお借りして、より
兼係長） よい施設にして参りたいと考えております。

藤井委員 このなくなる施設のところはもう合意が取れてるという前提で進めるということ
でよろしいですか。

事務局（藤 必ずしも今のところ合意が得られているというものばかりではございません。中
本課長補佐 には、民間への譲渡ですとかそういったものに関しましては、やはり様々なご意見
兼係長） がございますので、計画として大きな目標、方向性をお示しさせていただいており
ますので、さらに、ここから個別の施設について丁寧にご説明しながら、計画を進
めて参りたいと、というのが今の実情でございます。

藤井委員 となるところでの議論というのが市民に公開されることによって、この整備検討
委員会のやっていることがけしからんというような反対運動が起こったりする可能
性もある、ということですか。

事務局（藤 そうですね。ちょっとそこまで想定していなかったところではございますけれど
本課長補佐 も。
兼係長）

石上委員長 久喜市としての意思決定のプロセスの、今どの辺にあるのかと。この個別施設計
画そのものは市として正式に決定しているものですよね。この後何か、議会等での
プロセスというのがあるのか、そのあたりをおっしゃっていただけると少し分かり
やすいかと思えます。

事務局（藤 新しい施設を作ろうとすれば、当然設置や管理に関する条例等が必要になって参
本課長補佐 りますので、そういったもので、議員の皆様にはご議論いただく機会を設けてい
兼係長） く、というようなことになって参ります。また、今回皆様にご審議いただきます基
本構想ですとか基本計画ですとか、こういったものを作るのに当たりましても、市
民アンケートをはじめとしてパブリックコメント等を市民の皆様には、ご意見をい
ただきながら、また、この会自体も、行政外部の皆様にお集まりいただいております
ので、そういった様々なご意見をいただきながら、合意形成を図っていきたい、
というところがございます。

石上委員長 個別施設計画は議会には出てるんでしょうか。

事務局（高田参事兼課長） 個別施設計画につきましては、先ほどご説明の中にもあったように、市民アンケート、懇談会、また外部の検討会を経て3月に策定して、もう決定はしているところでございます。ですからこの後、議会の議決とかが必要というのではなく、もうこれは策定が済んでおりますので、この計画に基づいて今後は進行していくというところでございます。先ほど担当の方が説明したのは、この計画を進行するにあたって、今、丁寧に行進をしているという段階になっております。この中で、この計画の中に、行政の部分と、保健センター、あとは子育て支援の部分がこの個別施設計画の中で集約するという計画になっておりますので、その3つの施設を核としてこの新総合複合施設ということでこの委員会で検討をお願いしたいというところなんです。先ほど佐久間委員さんおっしゃったように、防災機能ですとか、例えば他に市民の皆様が集えるような機能とか、そういった部分もこの検討委員会の中でご検討いただければと思っております。

藤井委員 理想的な施設を作るところを議論すればいい、そういう認識でよろしいんでしょうか。利害関係者に関してはもう合意を取れている、というような前提の基に、あるべき施設とはどういうものなのか、その3つを統合した理想的な施設とはどういうものなのかを議論する場というような捉え方をすればよろしいでしょうか。

事務局（高田参事兼課長） そうですねこの個別施設計画自体は、もう合意が取れているというところでご検討いただければと思います。

石上委員長 この令和3年3月の個別施設計画につきましては、市としての意思決定は完了している。これに基づいて、新総合複合施設の具体的なデザイン、あり方というのをぜひお知恵を出していただきたいということの様です。

増淵副委員長 資料2をご説明いただいたところですが、これは例であるのか、それともこれで全てなのか。というのは、今ここで庁舎と保健センターと子育て支援の3つが一体化されたものが複合化という説明なのが、現実には、公民館であったりとか、各地区のコミュニティセンターとかあるわけですが、これは新総合複合施設に入らないという見方でいいのか、それともこれは1つの例で挙げているのか、それがちょっと読めないのですが。

事務局（藤本課長補佐兼係長） こちらについては、この個別施設計画の中で、今、集約するべき施設というふうになっているものを分かりやすく抜粋したのになっています。ですので、例といいますか、この3つを複合化したものをご検討いただきたいというふうを考えています。ただ、コミュニティセンターですとか、そういったものについては、個別施設計画を見てもみすと、他のところで、この新総合複合施設とは別の場所で、集約

化したりですね、複合化したりっていうような計画が作られています。この新総合複合施設には、今、市としてはこの3つを複合化するっていうようなことを考えているところなんです、先ほど防災機能を持たせるためにはどうしたらいいか、増渕委員さんからお話があったとおり、コミュニティセンター機能もここに加えたほうがいいんじゃないか、そういった議論もですね、この場でしていただきたいというふうに考えています。

石上委員長　こちらの資料2がベースとなりますが、おそらく引き算はないということですが、お知恵をいただいて、場合によっては、足し算、ここに何らかの別の機能を集約ということもなくはないということが、ですからそういったことも含めて、ご議論いただければと。

それでは、ただ今のご説明にもございましたが、一番最後のところの4番ですね、今後の当委員会の審議の進め方でございますが、基本的には事務局の方で原案を作成していただき、それを事前に委員の皆様方に郵送にて配布をさせていただいて、少し時間を取りまして、その後、委員会を開かせていただくという形を予定してございます。このような段取りでよろしいでしょうか。

(了承)

石上委員長　ありがとうございます。

それでは、議題(2)については以上とさせていただいて、ただいま事務局から説明があったことについてはご了解をいただいたということでよろしいでしょうか。

(了承)

石上委員長　ありがとうございます。

(3) その他

石上委員長　それでは、続きまして、議題(3)その他でございます。何かありましたら、事務局からお願いします。

事務局(藤本課長補佐)　それでは、その他としまして、今後の予定等につきまして、ご説明申し上げます。

兼係長)　はじめに、会議録の関係ですが「できる限り全文記録方式に近い形」で作成後、委員長に確認いただき、確定とさせていただきたいと存じます。

次に、次回の委員会の開催予定でございます。第2回につきましては、12月または1月頃に、先進地視察を予定しております。現在、視察先を選定しているところでございまして、日程等が決定しましたら、できるだけ早く、委員の皆様にお知

らせさせていただきます。

また、第3回以降につきましては、基本構想及び基本計画の内容について、本格的にご審議いただきたいと考えております。先ほどご了承いただきましたとおり、資料の事前配布、質問事項や確認したい点などの事前提出にご協力ください。書式は任意で、メールの本文に質問等を直接記入いただく形で構いません。また、メールなどを使用されない方は、直接、担当までお電話をいただいても結構です。いただきました質問への回答などにつきましては、会議当日にご説明させていただきます。効果的、効率的な会議の開催のため、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

石上委員長　　まず会議録ですね、全文記録に近い形です。

次回の委員会でございますが、先進地視察でございますので、また改めて日程につきましてはご案内をさせていただくことになるかと思えます。

3回目以降につきましては先ほどございましたとおり、事務局の方で原案、たたき台を用意させていただきまして、事前にお示しをして、ご質問等あればできれば、会議の前までで頂戴できればということです。そういったやりとりを繰り返しさせていただいて、計画を固めていきたいと考えております。

ただいまの点につきまして、質問なりご意見ありますでしょうか。その他、本日の議題につきまして、全般何かございましたら。

(意見なし)

石上委員長　　それではございませんようでしたら以上をもちまして本日の議題は終了とさせていただきます。進行を司会に戻したいと思います。

どうもありがとうございました。

7 閉会

司会（高田 石上委員長、ありがとうございました。
参事兼課） それでは、閉会にあたりまして、増淵副委員長にごあいさつをお願いします。

増淵副委員 長時間ありがとうございました。
長 次回もどうぞよろしくをお願いします。

司会（高田 増淵副委員長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、大
参事兼課） 変お疲れ様でございました。本日はありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和3年11月5日

委員長 石上 泰州